

はつらつ



発行：島根県松江保健所

「島根県松江保健所」は平成30年4月から 松江市と島根県の【共同設置】となります

名 称：松江市・島根県共同設置松江保健所
（通称：松江保健所）

所 在 地：松江市東津田町1741-3

いきいきプラザ島根 3階

管轄区域：松江市、安来市

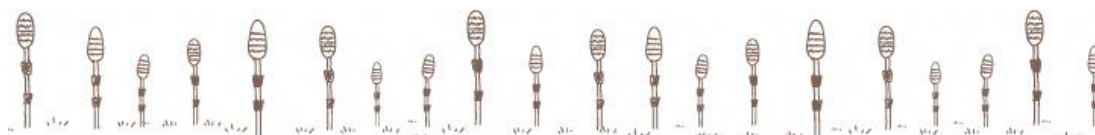
※所在地、管轄区域は変更ありません。

松江市が国による「中核市」の指定を受けたことにより、4月以降、現在の松江保健所を、松江市と島根県が共同で設置、運営することになりますが、

安来市に関する業務は現在と同様に

松江保健所が行います。

裏面もご覧ください



安来市民の皆様がご利用になるサービスは 4月以降もこれまでどおり実施します

4月以降の松江市民へのサービスについては一部窓口の変更などがありますが、下記の相談等の業務をはじめとする安来市民の皆様へのサービスはこれまでと変わりません。

引き続きお気軽にご相談ください。

- ・心の問題、アルコール依存などお酒の問題に関する相談
- ・思春期の心と体の問題に関する相談
- ・難病、結核に関する相談
- ・エイズ、肝炎、HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウィルス-1型）に関する相談
- ・エイズ、肝炎の無料検査
- ・小児慢性特定疾病医療費受給申請・医療費の償還払い
- ・病気等により長期の療養を必要とするお子さんや医療的ケアを必要とするお子さんの相談
- ・特定不妊治療費・男性不妊検査費の助成申請
- ・医療や医療機関に関する相談、苦情等
- ・食中毒予防、食品表示に関する相談
- ・生活衛生営業に関する相談
- ・動物の適正飼養に関する相談
- ・薬局、医薬品等に関する相談
- ・環境（廃棄物・公害）に関する相談及び環境保全啓発資材の貸出

事業所の皆様へ

- ・松江市内の事業所等に関する環境分野（廃棄物処理、公害、温泉等）の手続きは原則松江市の環境センターが窓口になります。
- ・引き続き松江保健所で手続きを行う、食品衛生、生活衛生、薬事、病院・診療所などの各種許可等について、申請書等の様式、手数料の納付方法等、注意が必要なものがあります。
- ・具体的な内容についてはお問い合わせください。

4月以降の手続きや業務の内容、変更点などの詳しいことはお問い合わせください。

島根県松江保健所

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根 3階
電話 0852-23-1313（代表・総務課） 23-1317（衛生指導課）
23-1316（心の健康支援課） 61-8875（動物愛護推進課）
23-1314（健康増進課） 23-1318（環境保全課）
23-1315（医事・難病支援課）
FAX 0852-21-2770（総務保健部） 31-6694（環境衛生部）